

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

我が国経済は、一昨年秋の「百年に一度の経済危機」の影響を受けて以来、現下の厳しい雇用情勢に見られるとおり、いまだ順調な回復軌道に乗ったとは言い難い状況にあり、地域の雇用確保、社会保障の充実など、地域のセーフティネット機能を果たす地方自治体の役割はますます重要となっている。

特に、地域経済と雇用対策の活性化が求められる中で、介護・福祉施策の充実、農林水産業の振興、クリーンエネルギーの開発など、雇用確保と結びついたこれらの政策分野の充実・強化が求められている。平成 22 年度予算において、地方交付税が前年度比 1.1 兆円増加されたことは、三位一体改革で深刻な影響を受けた地方財政に対し、政府が地方交付税の充実という地方団体の要望に応えたものとして評価はされるものの、依然として厳しい財政運営を強いられている。

については、国におかれては、平成 23 年度予算編成に当たり、地方財政予算全体の安定確保に向けて、次の取組を推進されるよう強く求める。

- 1 医療、福祉分野の人材確保をはじめとするセーフティネット対策の充実、農林水産業の再興、環境対策、中小企業・経済対策など、今後増大する地方の財政需要を適切に積み上げた地方財政計画を策定すること。
- 2 地方財源の充実・強化をはかるため、国・地方の税収配分5:5をめざした地方財源の充実強化と納税者の納得や理解を得て、所得・消費・資産のバランスがとれた国と地方を通じた税制の抜本的な対策を進めること。
- 3 地方自治体の自主的かつ安定的な財政運営に配慮し、その自律性が確保されるよう努めること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 22 年 10 月 日

衆議院議長	横 路 孝 弘 殿
参議院議長	西 岡 武 夫 殿
内閣総理大臣	菅 直 人 殿
総務大臣	片 山 善 博 殿
財務大臣	野 田 佳 彦 殿
厚生労働大臣	細 川 律 夫 殿
経済産業大臣	大 畠 章 宏 殿
経済財政政策担当大臣	海江田 万 里 殿

京都府議会議長 林 田 洋

## ふぐの衛生確保対策の充実・強化を求める意見書（案）

ふぐは、縄文時代にも食されていることが確認されるなど、古代から食材として活用されてきた歴史を持ち、今日、ふぐ料理は、我が国の食文化を担う上で、なくてはならないものである。一方、ふぐには、内臓等に青酸カリの約1000倍とも言われる有毒成分テトロドトキシンが含まれていることから、食中毒防止のための適切な処理が厳格に求められている。

各都道府県等では、従前から、ふぐの取扱いに関する基準を示した厚生省局長通知「フグの衛生確保について」に基づき、条例、要綱等を定め、知事の免許を受けたふぐ処理者のみがふぐの処理を行うことができることなど、細部にわたり、ふぐの取扱い等に関する規制を行っているところである。

しかしながら、昨今は、ふぐの保存技術の向上等により、有毒部位を除去した「処理済みふぐ」が全国に多数流通することとなり、消費者に対してどこで誰が有毒部位を除去したかなどの情報が十分に提供されていない状況にある。

また、輸入ふぐについては、厚生省課長通知「輸入フグについて」に基づき、輸入フグ検査指針を定めて監視されているところであるが、国内での流通量が年々増加する実態にある中、「処理済みふぐ」に関し、海外での有毒部位の除去処理が的確に行われているかどうかを十分確認すべきであるとの指摘もなされるなど、新たな課題が生じてきているところである。

ついては、国におかれては、食の安心・安全の観点から、著しく変化するふぐの流通実態に的確に対応した衛生確保対策として、次の事項に早急に取り組まれることを強く要望する。

- 1 国内で流通する「処理済みふぐ」に関し、処理を行った業者及びふぐ処理者等の表示の徹底、並びにふぐ処理者の処理技術の更なる向上
- 2 海外で処理されたふぐの安全性を確保するため、国内での対応に準じた規制制度の構築

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年10月 日

衆議院議長	横 路 孝 弘 殿
参議院議長	西 岡 武 夫 殿
内閣総理大臣	菅 直 人 殿
厚生労働大臣	細 川 律 夫 殿
消費者及び食品安全担当大臣	
	岡 崎 トミ子 殿

京都府議会議長 林 田 洋

## B型肝炎訴訟の早期全面解決を求める意見書（案）

我が国のB型肝炎患者・感染者は120万人から140万人いると推定されている。B型肝炎は慢性肝炎から肝硬変、肝がんに進行し、あるいは慢性肝炎を経ずして突然肝がんを発症することもある極めて深刻な病気である。

B型肝炎訴訟は、B型肝炎患者・感染者が、B型肝炎ウイルスに感染した原因は注射針・筒を連続使用した集団予防接種にあるとして、国を被告に損害賠償を求めた裁判である。

平成18年6月16日の最高裁判決では、B型肝炎ウイルスに感染した5人の原告について、国の行政責任が認められた。その後、被害者全員の救済を求め、本年6月2日現在、452人が10地裁で係争中であり、うち、札幌、福岡両地裁において、本年3月に和解勧告がなされ、4月には大阪地裁も和解による解決を促したところであるが進展していない。

原告のみならず、多くの肝炎患者は、今後の症状悪化に対する不安や、多額の治療費の自己負担額、そしていわれなき差別・偏見に苦しみながら日々生活している。原告のうち既に10人が亡くなられており、救済まで一刻の猶予もない。

よって、国におかれては、B型肝炎訴訟の早期全面解決を図るため、以下の取り組みを進めるよう強く要望する。

- 1 国は、集団予防接種による注射器の使い回しによって被害を受けた被害者が原告となったB型肝炎訴訟において、被害者に謝罪し、被害者全員を速やかに救済すること。
- 2 国は、肝炎患者にとって経済的負担の心配がない医療費助成制度の整備を進めること。
- 3 肝炎患者に対する差別・偏見をなくすための正しい知識の啓発活動を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年10月 日

衆議院議長	横	路	孝	弘	殿
参議院議長	西	岡	武	夫	殿
内閣総理大臣	菅		直	人	殿
法務大臣	柳	田		稔	殿
財務大臣	野	田	佳	彦	殿
厚生労働大臣	細	川	律	夫	殿

京都府議会議長 林 田 洋

## 口蹄疫対策の充実・強化を求める意見書（案）

本年4月20日に宮崎県内で発生が確認された口蹄疫は、現地での懸命な防疫措置にもかかわらず、猛威をふるい、約29万頭の牛や豚などの家畜が殺処分されるなど、地域の畜産経営のみならず地域経済全体に壊滅的な被害を与えるとともに、我が国の畜産業に深刻な影響をもたらした。

4ヶ月あまりという長期間に及ぶ苦闘の末、8月27日に宮崎県から終息宣言が出されたところであるが、同県、並びに隣接する鹿児島県、熊本県の畜産業の復興再生は緒に就いたばかりである。

国は、今回の事態を教訓とし、口蹄疫対策を国家的な危機管理の問題として捉え、被害地域の復興再生に責任を持って取り組むことはもとより、同様の被害が二度と起こらないよう、万全の対策を講じなければならない。

については、被害地域の復興再生と再発防止に向け、次の対策を早期に推進されるよう強く要望する。

- 1 本年6月に施行された口蹄疫対策特別措置法の完全実施を進めるとともに、畜産業の経営再建及び地域再生のため必要な措置を講じること。
- 2 今回の口蹄疫発生の原因究明はもとより、初動態勢やまん延防止策等の検証とその情報提供に努め、再発防止に万全を期すこと。
- 3 畜産の経営実態に即した家畜伝染病の防疫体制、被害農家の経営再建のための支援等を内容とする家畜伝染病予防法の抜本改正を早期に行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年10月 日

衆議院議長	横	路	孝	弘	殿
参議院議長	西	岡	武	夫	殿
内閣総理大臣	菅		直	人	殿
財務大臣	野	田	佳	彦	殿
農林水産大臣	鹿	野	道	彦	殿

京都府議会議長 林 田 洋

## 総合的な交通体系の構築を求める意見書(案)

現在、国土交通省において、国民が安全で快適に移動する権利の保障などを目的に、総合的な交通政策の推進を図る「交通基本法（仮称）」の制定準備が進められている。

人口減少・少子高齢化が急速に進展する我が国において、健康で文化的な最低限度の生活を営むために必要な移動手段を確保するため、鉄道やバス等「生活の足となる」地域公共交通の確保と利便性の向上はもとより、駅や道路などのバリアフリー化の推進は、ますます重要となっている。

また、今ある資産を有効に活用するためにも、ミッシングリンクの早期解消に努めるとともに、主要都市・空港・港湾等を結ぶ高速道路等による基幹ネットワークを構築し、国際競争力の向上に資する社会基盤づくりを推進することが、求められている。

更には、地球温暖化対策の観点から、環境負荷の少ない低炭素社会実現のため、モーダルシフトを推進するとともに、公共交通基盤の整備とその利用促進に向けた総合的な交通政策の展開は、喫緊の課題である。

このようなことから、国においては、これらの課題に対し、予算の重点配分を図るなどの適切な財政措置を講じることが、強く求められている。

については、国におかれては、基本法の検討に当たり、活力ある地域社会の実現と多くの国民の社会参加の促進に大きく寄与するような交通環境の整備が図られ、我が国における実効ある総合的な交通体系が構築されるような基本法とされるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年10月 日

衆議院議長 横路孝弘 殿  
参議院議長 西岡武夫 殿  
内閣総理大臣 菅直人 殿  
国土交通大臣 馬淵澄夫 殿

京都府議会議長 林田 洋

米価下落に対する緊急対策を求める意見書(案)

近年の米価は、生産コストを大幅に下回る水準にあり、稲作農家に深刻な影響を与えている。

特に、22年産米価は、21年産米の過剰在庫、需要見通しの下方修正、今年産米の生産過剰と所得補償モデル対策の固定払いを織り込んだ米価下げ圧力が加わり、全農等の新米に対する概算金が60キログラム当たり前年対比2,000円から3,000円も低下している。

このような状況が続けば、農村地域の効率的生産性を確保するための集落営農や中核的農家において、経営がたちゆかなくなる恐れがあり、農家経営のみならず、地域経済にも重大な影響が心配される。

さらに、農家の離農や耕作放棄地が加速的に増加し、農業・農村の崩壊を招きかねない危機的な事態となることが懸念される。

昨今、国際的に異常気象等の影響で、穀物生産の不安定化と価格高騰など世界の食料事情は大きく変化してきており、国民への食料の安定供給の確保と食料自給率の向上に取り組む必要がある。

よって、国におかれては、米の再生産を確保し地域農業や地域経済を維持・発展させる観点から、過剰米の買い入れをはじめ、米価の下落に対する緊急対策を直ちに講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年10月 日

衆議院議長	横 路 孝 弘 殿
参議院議長	西 岡 武 夫 殿
内閣総理大臣	菅 直 人 殿
財務大臣	野 田 佳 彦 殿
農林水産大臣	鹿 野 道 彦 殿
内閣官房長官	仙 谷 由 人 殿
国家戦略担当大臣	玄 葉 光一郎 殿

京都府議会議長 林 田 洋

尖閣諸島海域における中国漁船領海侵犯に関する意見書(案)

去る9月7日、尖閣諸島の久場島沖の日本領海内において、違法操業をしていた中国漁船が、停船を命じた第11管区海上保安本部の巡視船に衝突し、海上保安官の職務を妨害したため、漁船の船長を公務執行妨害容疑で逮捕するという事件が発生した。

事件発生以降、中国政府は日本政府に対し、執拗な抗議を行うとともに、官民の交流停止など、日中間の信頼関係を損なうような対抗措置を続けるのみならず、那覇地方検察庁が中国人船長を処分保留のまま釈放した後も、何ら根拠のない謝罪と賠償を要求している。

尖閣諸島が、我が国固有の領土であり、その周辺海域が我が国の領海であることは、歴史的にも国際法上も疑いのないところであり、同諸島をめぐり解決すべき領有権の問題は存在していない。しかるに、今回のような状態を放置すれば、我が国の領土の保全や漁業者の利益・安全が守られないなど、極めて憂慮すべき事態を招く恐れが高く、看過することができない。

よって、国におかれては、国民の利益を守り、安心・安全を確保するため、尖閣諸島が我が国固有の領土であるという毅然たる態度を、中国政府をはじめ諸外国に改めて示すとともに、同諸島周辺海域において、我が国漁業者の操業の安全と船舶の自由かつ安全な航行を確保するとともに、我が国の天然資源や海洋資源が損なわれることのないよう、適切な措置を講じられることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年10月 日

衆議院議長	横	路	孝	弘	殿
参議院議長	西	岡	武	夫	殿
内閣総理大臣	菅		直	人	殿
外務大臣	前	原	誠	司	殿
国土交通大臣	馬	淵	澄	夫	殿
内閣官房長官	仙	谷	由	人	殿

京都府議会議長 林 田 洋

私学助成充実に関する意見書（案）

私立学校は各校の建学の精神に立脚し、公教育の一翼を担い、その進展に寄与している。

一方、昨今の経済状況の悪化の中、経済的な事情で中途退学せざるを得ない深刻な事態が多数生まれ、生徒・保護者だけではなく私学経営者からも私学の学費負担の軽減を求める声が大きくなっている。

その結果、国において高校無償化の方針の下、公立高校の授業料の不徴収と私立高校の保護者に対する支援金支給の措置がとられた。しかし、私立高校においては未だに大きな授業料等負担が残ること、授業料以外の教育費の負担軽減策がないことなど、学ぶ権利の保障という点で不十分である。

また、少子化の影響による生徒数の大幅な減少等によって、財政基盤の弱い私立学校の経営も困難に直面している。私立学校振興助成法には、教育条件の維持向上と修学上の経済的負担の軽減を図ることが明示されており、国において授業料軽減措置や奨学金制度の改善など、私学助成の一層の拡充を図ることがますます肝要となっている。

よって、国におかれては、私立学校教育の現状と重要性を認識され、私学経営の安定と、保護者負担の一層の軽減をはかるため、私学助成に係る国庫補助制度を堅持し、その拡充を図られるよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年10月 日

衆議院議長	横路孝弘 殿
参議院議長	西岡武夫 殿
内閣総理大臣	菅直人 殿
総務大臣	片山善博 殿
財務大臣	野田佳彦 殿
文部科学大臣	高木義明 殿
国家戦略担当大臣	玄葉光一郎 殿
行政刷新担当大臣	蓮舫 殿

京都府議会議長 林田 洋



私学教育の振興に関する意見書(案)

京都府の私立学校は、各校の建学の精神に立脚し、新しい時代に対応する特色ある教育を積極的に展開するなど、本府の公教育の発展に大きく寄与している。

しかしながら、一方で、本年度より実施されている公立高校授業料の無償化に加え、少子化による生徒数の大幅な減少の影響等により、私立学校の経営は、過去に例を見ない厳しい状況に直面している。

我が国の教育の将来を思うとき、公私あいまったの教育体制が維持されてこそ教育水準の向上と公教育の健全な発展が可能となり、個性化、多様化が進む時代にあって、将来を担う人材の育成という要請にも応えうるものである。

そのためにも、公立学校に比べ財政基盤が弱い私立学校の経営基盤の維持向上や教育環境の充実とともに、保護者の経済的負担の軽減などを図ることが強く求められている。

よって、国におかれては、公教育の重要な一翼を担う私立学校教育の現状と重要性を認識され、私学教育振興の一層の充実を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年10月 日

衆議院議長	横	路	孝	弘	殿
参議院議長	西	岡	武	夫	殿
内閣総理大臣	菅		直	人	殿
総務大臣	片	山	善	博	殿
財務大臣	野	田	佳	彦	殿
文部科学大臣	高	木	義	明	殿

京都府議会議長 林 田 洋

## 円高対策・中小企業支援を求める意見書（案）

いま、欧米の経済悪化を背景にして、急激な円高が進んでいる。実勢とかけ離れた円高が進む大本には、大企業が下請け単価たたきや低賃金雇用の拡大など「国際競争力の強化」に突き進み、歴代政府が大企業減税などでそれを後押ししてきた経済構造がある。

この円高により、これまで長期に苦しんできた中小企業が、さらに大きな打撃を受け始めている。京都でも「現状では輸出すればするほど赤字」（医療用機器製造）、「親会社は円高を理由に、契約後もさらに単価の切り下げを言ってくる」（機械金属）、「円高で海外でも売れないが、逆に安い外国産ネクタイの輸入拡大に危機感」（西陣ネクタイ製造）など、深刻な影響が出始めており、緊急の対策が求められている。

よって、国におかれては、以下の対策を緊急に実施するよう強く要望する。

- 1 円高を理由とした発注打ち切りや下請け単価たたきなど、大企業による中小企業いじめを許さないための指導監督の強化をはかること。
- 2 中小企業金融円滑化法を延長し、金融機関に貸付条件変更へ柔軟な対応をするよう求め、さらに変更の際の保証料に国が補助すること。
- 3 雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金制度の3年間300日の支給限度日数の拡大等、雇用を支える制度の拡充をはかること。
- 4 円高体質の経済構造是正のため内需主導の政策へ転換し、アメリカ政府にはドル安是正を申し入れ、さらに投機マネー規制と通貨安定のための国際協議を呼びかけること。
- 5 国の責任において、地域職業訓練センターの機能を維持し、さらに充実させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年10月 日

衆議院議長	横 路 孝 弘 殿
参議院議長	西 岡 武 夫 殿
内閣総理大臣	菅 直 人 殿
財務大臣	野 田 佳 彦 殿
厚生労働大臣	細 川 律 夫 殿
経済産業大臣	大 島 章 宏 殿
経済財政政策担当大臣	海江田 万 里 殿
国家戦略担当大臣	玄 葉 光 一 郎 殿
行政刷新担当大臣	蓮 舫 殿

京都府議会議長 林 田 洋

## 経済・雇用対策の迅速・着実な推進を求める意見書(案)

我が国経済は、一昨年秋以降、米国に端を発した世界的金融危機の影響による景気後退から、自律的回復への基盤が整いつつあるかのように見えていたが、最近の予想を上回る円高により、急激に経済情勢が悪化傾向に転じた。

米国をはじめとする各国経済の減速等が、実態とかけ離れた急激な円高を招いていると言われているが、依然として、企業の設備投資が低い水準に留まり、失業率が高水準にあるという厳しい状況が続く中でこのような事態は、我が国経済の将来に暗い影を落としている。

中でも、中小企業のウェイトが高い地方経済は、輸出関連大企業の取引に支えられている側面が大きく、円高による業績後退の影響を大きく被るとともに、円高が更に進行し、定着することとなれば、地方における生産拠点の海外移転が加速し、国内産業の空洞化と国内雇用の喪失が進行するという憂慮すべき事態に陥ることとなる。

また、現在のデフレ経済下、地方における設備投資や住宅投資は依然として低調で、巨額の需要不足が存在する中、地域経済への深刻な影響が続いている状況にあり、緊急かつ万全な経済・雇用対策の実施が強く求められている。

よって、国におかれては、本格的な景気回復等に向けた取組の早期実施はもとより、緊急対策として、次のとおり、中小企業等に対する円高対策及び雇用対策を速やかに講じられるよう、強く要望する。

- 1 円高・デフレ克服のための緊急かつ大規模な対応策の速やかな実行
- 2 下請中小企業に一方的な不利益が生じることがないように、下請代金支払遅延等防止法に基づく指導の強化
- 3 緊急雇用対策基金事業の更なる充実、雇用調整助成金等の支給要件の拡充及び新卒者をはじめとする求職者に対する実効ある雇用確保対策の実施

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年10月 日

衆議院議長	横	路	孝	弘	殿
参議院議長	西	岡	武	夫	殿
内閣総理大臣	菅		直	人	殿
総務大臣	片	山	善	博	殿
財務大臣	野	田	佳	彦	殿
厚生労働大臣	細	川	律	夫	殿
経済産業大臣	大	島	章	宏	殿
経済財政政策担当大臣					
	海江田	万	里		殿

京都府議会議長 林 田 洋

一括交付金化の中止を求める意見書（案）

政府は6月、福祉施設の最低基準を緩和・撤廃する「義務付け・枠付けの見直し」とともに、国庫補助・負担金の「一括交付金化」を来年度から導入することを主な内容とする地域主権戦略大綱を閣議決定した。

政府は、一括交付金にすれば地方が自主的に使えて無駄が省けるとしているが、地方への国の補助・負担金21兆円（2010年度予算）のうち、8割以上が社会保障と教育関係であり、その約9割は法律で定められた国の負担金である。これを、用途を定めない一括交付金とし、総額を減らせば、福祉や教育が大幅に削られることになる。これは、福祉や教育への国の責任を放棄するものである。自治体が最低基準を確保することも難しくなり、地域間格差はさらに広がらざるを得ない。

一括交付金については、全国知事会も「地方における財源総額が大幅に削減され、地方の権限・裁量の拡大につながらなかった、かつての『三位一体の改革』の二の舞になることを強く懸念している」と表明しているところである。

よって、国におかれては、一括交付金化を中止し、福祉や教育などへの国の責任を後退させず、地方自治体への財源を保障することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年10月 日

衆議院議長	横路孝弘	殿
参議院議長	西岡武夫	殿
内閣総理大臣	菅直人	殿
総務大臣	片山善博	殿
財務大臣	野田佳彦	殿
国家戦略担当大臣	玄葉光一郎	殿
行政刷新担当大臣	蓮舫	殿

京都府議会議長 林田 洋